

主要国国家公務員の定年制、年金制、退職給付額比較(役職別)(試算)

項目	アメリカ	イギリス	ドイツ	フランス	日本
1 定年	定年年齢はない  【例外】 航空管制官(56歳) 外交官(65歳) など	上級公務員(課長級以上) 60歳 (延長も有り得る)  一般の職員 各府省・各エージェンシーが決定 (60歳を超える場合は健康・能率に関する 基準を満たす必要)	65歳  【例外】 警察執行官吏(60歳) 航空管制官(55歳)	65歳  【例外】 危険を伴う職の職員群等は 55歳～60歳	60歳  【例外】 一部官職の特定期年 勤務延長制度
2 再就職に係る 規制	再就職自体を規制する一般的 な制度はない  調達担当職員は、入札企業か らの職の提供を拒否しなければ ならないという規制がある  退職後、国の機関との接触を 禁止する規定がある	次の者は離職後2年以内に就職する場合 は、政府の承認を受けなければならない - 本省の局次長以上の幹部職員 - 再就職先と競争関係にある組織の企業 秘密に接した職員 - 離職前2年間に再就職先と公的な取引 がある場合等  事務次官は、原則、離職後最低3ヶ月は 就職できない	退職後5年以内(定年で退職し た場合には2年以内)に、退職前 5年間の職務と関係のある企業 に就職する場合には、在職した 省に届け出て、承認を得なければ ならない  省の業務と利害対立が生ず るおそれがある場合には、再 就職は認められない	離職後5年以内に、職員が 企業(公共企業を含む)に再 就職する場合、職員の所属 庁が、独立の「倫理審査会」 の審査を経て判断  監督、契約等の相手方の 企業への再就職は、当該職 務の終了後5年間認められ ない	再就職斡旋の禁止、官 民人材交流センターの設 置等を内容とした国家公 務員法の一部を改正する 法律が成立
3 年金制度	公務員年金(CSRS)適用者 (1983年以前の採用者)  ・支給開始年齢 55歳(30年以上勤務) 60歳(20年以上勤務) 62歳(5年以上勤務)  ・支給額 最も高い連続する3年間の平 均給与の72.25% (38年勤務の場合)	国民保険+公務員年金(classic) ・支給開始年齢 国民保険 男65歳 女60歳(2020年から65歳) (2024年から2048年にかけて68歳まで引上 げ) ・公務員年金 60歳 ・支給額 国民保険 夫婦で週145.05ポンド(2008.4) 公務員年金 退職時給与の47.5%の年金 と年金の3年分の一時金 (38年勤務の場合) 国民保険と公務員年金が支給されるた め、合計では退職時給与の約80%となる	恩給制度  ・支給開始年齢 原則65歳(定年前63歳以降で 退職した場合は減額支給)  ・支給額 退職前2年間の給与の71.75% (40年勤務の場合) これに加え、恩給年額の2.085 %分の年次特別給が毎年支給	公務員年金制度  ・支給開始年齢 60歳  ・支給額 退職前6月の俸給年額の 75%(40年勤務の場合)	基礎年金+厚年相当 +職域加算  ・支給開始年齢 基礎年金 65歳 厚年相当 60歳 職域加算 60歳 経過措置あり
4 退職給付代替率					
事務次官級	-	56.0%(2,021万円)	69.8%(1,398万円)	-	30.5%(743万円)
局長級	72.3%(1,394万円)	56.7%(1,618万円)	69.9%(1,120万円)	72.7%(775万円)	33.5%(622万円)
課長級	72.3%(1,269万円)	56.2%(972万円)	69.9%(818万円)	72.7%(501万円)	32.8%(451万円)
課長補佐級	72.3%(934万円)	57.7%(695万円)	69.7%(519万円)	72.7%(478万円)	42.7%(389万円)
係長級	72.3%(655万円)	60.9%(446万円)	69.5%(335万円)	72.7%(313万円)	47.3%(372万円)

注1 「退職給付代替率」は、勤続38年、年金満額支給年齢で退職した場合に受給する年金年額等(退職一時金を年金換算した額を含む。)の退職前の最終年収に対する割合。

注2 「退職給付代替率」中の( )内は、購買力平価により円換算した退職給付年額。

注3 各国の国家公務員数(軍人・現業職員を除く。)は、アメリカ188万人、イギリス55万人、ドイツ30万人(うち官吏13万人)、フランス199万人(うち官吏175万人)、日本30.3万人となっている。